3 快適で持続可能な環境基盤の整備

 1)公害・地球温暖化対策

 2)循環型社会形成

 3)環境美化

 4)上水道

 5)下水道

3 快適で持続可能な環境基盤の整備

1) 公害・地球温暖化対策



町では、環境汚染状況の現状と動向を把握するため、ダイオキシン類測定調査、環境大気調査、河川水質調査、道路交通騒音測定調査、地下水調査などの環境調査を定期的に実施し、町内の生活環境の把握に努めています。

また、地球温暖化対策実行計画を策定し、町の事務事業の実施にあたって、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行っています。

再生可能エネルギー*の導入については、地球温暖化の原因である温室効果ガスを排出しない環境にやさしいエネルギーである太陽光発電システムに対し、設置費用の一部を助成しています。

さらに、事業者により公共施設や学校の屋上に太陽光パネルを設置し、発電状態が見られる 仕組みにすることで、環境教育に役立てているところです。

◆◇課題◇◆

今後も公害に関する苦情として、騒音・悪臭等に関する苦情が寄せられた場合は、発生源を調査し問題の解決に努める必要があります。

また、家庭や事業所などの節電の啓発活動や町の事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー導入を促進するなど、地球温暖化対策に取り組む必要があります。

さらに、学校などの公共施設に設置した自然エネルギー発電システム等を通した環境教育に 取り組んでいくことが求められています。











① 公害等の環境問題への対応(環境課)

公害、放射性物質による環境汚染等が発生した場合には、速やかに現状確認し、問題の解決 を図ります。

また、住民が安心して暮らせるよう、大気、水質、土壌、ダイオキシン等の環境調査を定期的かつ継続的に実施し、常に町内の環境状態を的確に把握し、その情報を公開します。

② 地球温暖化対策の推進(環境課)

家庭や事業所における自動車のアイドリング・ストップ*やエアコンの適正な温度設定など節電を奨励し、地球温暖化防止の啓発活動を推進します。

また、地球温暖化対策実行計画に基づき、町の事務事業の実施にあたって、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ります。

③ 再生可能エネルギーの普及【環境課】

太陽光発電システムなど再生可能エネルギーの導入を促進し、その普及を図ります。

④ 環境教育の推進(環境課)

環境負荷の少ない持続可能なまちづくりについて住民の理解を深めるため、環境教育の推進 に努めます。

●関連計画

計画名	計画期間
地球温暖化対策実行計画	令和2年度~令和6年度

達成目標	現状値	令和3年度	令和5年度
	(平成 30 年度)	目標値	目標値
公共施設の温室ガス排出量	2,192.72t-CO2	2,159.83t-CO2	2,094.05t-CO2

3 快適で持続可能な環境基盤の整備

2) 循環型社会形成

◆◇現状◇◆

廃棄物の発生量は年々増加しており、ごみの減量化が大きな課題となっています。これらの 問題を解決するため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、 消費、廃棄にいたるまでの資源の効率的な利用やリサイクル*を進めることが求められています。 町では、循環型社会の形成に向けて、資源の再利用やリサイクルを推進するとともに、住民や事 業所に対して「限りある資源の大切さ」の意識啓発を図り、廃棄物の減量化を推進しています。

平成 28 年(2016)10 月に三芳町・ふじみ野市の共同による広域ごみ処理施設である環境 センターが建設されました。環境センターでは、ごみ処理を効率的かつ効果的に実施し、これに 伴う高効率なエネルギー回収及び資源回収を実現し、熱回収施設、リサイクルセンター、管理・ 啓発施設、計量施設、余熱利用施設の循環型社会形成を推進する施設として運営されています。 また、町では、計画的なごみ処理を推進するため平成24年度(2012)から一般廃棄物処理基

また、町では、計画的なごみ処理を推進するため平成24年度(2012)から一般廃棄物処理基本計画により、事業所ごみ分別の強化などの施策事業を実施しています。



循環型社会の形成に向けて、引き続き住民や事業所に対して「限りある資源の大切さ」の意識 啓発を図るとともに、資源の再利用・リサイクルを推進していく必要があります。

また、環境センターを効率的かつ効果的に運営するため、分別収集の計画の見直しが必要となっています。









① ごみ減量の意識啓発と再利用の推進(環境課)

住民や事業所に対して「限りある資源の大切さ」の意識啓発を図り、循環型社会の形成のため、 資源の再利用やリサイクルを推進するとともに、粗大ごみの収集を一部有料化し、廃棄物の発 生抑制や減量化を促進します。

② 計画的なごみ処理の推進(環境課)

ふじみ野市との共同による環境センターにおいて、ごみの分別収集の計画を見直し、円滑なごみ収集を行います。また、一般廃棄物処理基本計画に基づき、計画的なごみの分別回収処理の推進に取り組みます。

●関連計画

計画名	計画期間
一般廃棄物処理基本計画	平成24年度~令和3年度

達成目標	現状値	令和3年度	令和5年度
	(平成 30 年度)	目標値	目標値
一般廃棄物のリサイクル率	21%	26%	28%

3 快適で持続可能な環境基盤の整備

3) 環境美化

◆◇現状◇◆

町は、都心に近い位置にありながら、武蔵野の面影を残す平地林が広がり、緑豊かな環境に恵まれています。一方で、人目にふれない場所も多いことから、山林や道路などへのごみの不法投棄やポイ捨ても多く見受けられます。

そこで、住民との協働で町を清潔できれいに保ち、安全で快適な生活環境を確保するため、平成 28 年(2016)に「三芳町をきれいにする条例」を制定しました。

現在は、行政区・自治会・ボランティア団体が自主的に環境美化地域清掃活動を実施しており、 廃棄物の撤去を行っています。また、看板設置により、ごみの不法投棄・空き缶などのポイ捨て などの予防を図っています。

「三芳町をきれいにする条例」に基づき、引き続き住民と協働で町を清潔できれいに保ち、安全で快適な生活環境を確保し、住民の環境美化意識の高揚を図っていくことが必要です。

また、きれいなまちづくりを推進するために、環境美化地域清掃活動を引き続き実施するとともに、住民と行政の協働でのパトロール等の監視機能を強化するなど、ごみ不法投棄対策の強化が必要となっています。

さらに、近年問題視されている、適正な管理が行われていない空家等の衛生や景観面について、必要な対策を講じていく必要があります。









① 環境美化の推進(環境課)

「三芳町をきれいにする条例」により、住民とともに、清潔できれいな町にし、安全で快適な生活環境を確保する活動を実施します。また、犬のふんの散乱及び路上喫煙などの防止対策の強化を図るとともに、環境美化活動により多くの住民参加を促し、継続して住民の環境美化意識の高揚を図ります。

さらに、空家等の対応については、法令等に基づき衛生面や景観面の対策を講じていきます。

② ごみ不法投棄対策の強化(環境課)

ごみの不法投棄を禁止する看板を設置するなどの対策を講じます。また、住民と行政の相互協力体制の充実を図りつつ、パトロールなどの監視機能を強化し、ごみの不法投棄を抑制する環境づくりを進めます。

③ 環境美化地域清掃活動の実施(環境課)

環境美化地域清掃活動を実施し、よりよい環境を創造するとともに、環境美化活動を通じ環境問題に対する認識を深め、清潔できれいなまちづくりを推進します。

達成目標	現 状値	令和3年度	令和5年度
	(平成 30 年度)	目標値	目標値
環境美化地域清掃活動参加者数	1,748人	2,000人	2,000人

3 快適で持続可能な環境基盤の整備

4) 上水道

◆◇現状◇◆

町の水道水は、地下水が約3割で、県水*が約7割を占めています。県では、荒川上流部や利根川上流部にダム整備を行い、水源の確保に努めています。また、町では渇水時や災害時の自己水源の確保が求められることからも地下水を飲料水として利用しています。

また、水道水の安定供給のために、平成25年度(2013)で浄水施設の耐震化を完了しました。 さらに、非常時に飲料水の迅速な確保や水道施設の早急な復旧を図るため、井戸の改修工事 や配水管の耐震化を行っています。また、災害備蓄資材の充実や初動体制の確立など、即時対 応できるよう災害対策を推進してきました。

今後は、安全で安定した給水を堅持するために、浄水場、町の井戸、配水管等の水道施設を計画的に整備することで水質管理を充実させるとともに健全で効率的な水道事業の運営に努める必要があります。

また、渇水時や災害時などの水源としても活用できるよう、引き続き井戸の改修と導水管*の耐震化を進めるなど、災害に強い水道供給システムの構築が課題となっています。

※県水 : 埼玉県営水道(埼玉県企業局)が河川の水を浄化して市町村に給水(有料)している水道水。

※導水管: 井戸から浄水場へ地下水を送る管。









① 水源の確保と有効利用(上下水道課)

渇水時や災害時などの水源としても活用できるよう、取水井戸管内部の清掃点検や取水ポンプの維持管理に努め、地下水の揚水量を確保します。

② 維持管理と災害対策[上下水道課]

住民の生活を守り、安心して水道を利用できるよう、水道供給施設の計画的な維持管理や更新を実施し、常に安定的な水道水の供給に努めます。また、配水管の耐震化等により、災害に強い水道供給システムの構築を図ります。

③ 水道経営の健全化[上下水道課]

常に安定的な経営をめざして、事務事業の効率化を図り、経営の健全化に努めます。

●関連計画

計画名	計画期間		
三芳町水道事業ビジョン	平成27年度~令和3年度		

達成目標	現状値	令和3年度	令和5年度
Æ## C 15	(平成 30 年度)	目標値	目標値
竹間沢東地区の配水管耐震化率	30.6%	57%	84%

3 快適で持続可能な環境基盤の整備

5) 下水道

◆◇現状◇◆

町の下水道事業は、昭和50年(1975)に荒川右岸流域下水道計画として公共下水道整備事業を開始し、平成元年(1989)には特定環境保全公共下水道事業を開始するなど、計画的に事業を進めてきました。市街化区域内の公共下水道整備は、北松原土地区画整理事業、藤久保第一土地区画整理事業、富士塚土地区画整理事業に併せて事業を進めてきました。

また、地震対策として指定避難所周辺の下水道施設において耐震化事業をおこなってきました。

◆◇課題◇◆

下水道施設の更新の時期の到来に備えて、下水道使用料を改定しましたが、節水器具の普及や、人口減少が見込まれるなか、下水道使用料の大幅な増収は期待できず、特定環境保全公共下水道地区を中心に接続率の向上や事業の見直しが課題となっています。

雨水管整備については、公共下水道事業としての雨水整備計画を令和元年度(2019)に策定しました。これにより、新河岸川流域自治体の責務として雨水の流出を抑制するための浸透施設や貯留施設の整備など調節機能を充実する必要があります。

また、東日本大震災を受け、大規模地震の発生の懸念が広がっています。こうした大規模地震を想定するなかで、下水道の耐震化を計画的に推進していくことが求められます。















① 下水道の普及促進[上下水道課]

公共下水道及び特定環境保全公共下水道の接続を推進するため、水洗便所改造資金融資あっせん制度を存続させ、下水道の普及促進に努めます。

② 下水道の耐震化対策[上下水道課]

下水道機能確保のため、下水道地震対策の計画的な実施に努めます。

③ 雨水管の整備[上下水道課]

水害のない生活環境を守り、雨水流出の抑制を図る調節機能を整備するため、雨水整備計画を策定し、計画的に雨水管の整備を進めます。

④ 雨水処理対策の充実(上下水道課)

雨水貯留施設の整備、維持管理、開発行為に対する雨水流出抑制の指導等を行い、雨水を雨水管や水路に直接放流するのではなく、可能な限り地下に浸透させる流出抑制を進めます。

達成目標	現状値	令和3年度	令和5年度
	(平成 30 年度)	目標値	目標値
指定避難所周辺の人孔接続部の耐震化率	31.8%	72%	100%